

二、第四、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

# 統一運動関東同盟

## 暫定規約草案

### 第一章 名称

第一条 本同盟は統一運動関東同盟と称す。

### 第二章 目的

第二条 本同盟は左の目的を有す。

一、全国階級奮闘即時実現。

二、全国の単一産業階級党としての労働党の積極的支持。

### 第三章 構成

第三条 本同盟は左の成分を以て構成す。

一、本同盟の目的を承認する組合。但し全国的組織を保持する組合

はその副次的組織を通じて加盟するものとする。

二、団体として加盟し能はざる組合外の有志の個人。

### 第四章 組織及構成

第四節 地方組織及構成

第四条 地方同盟は第三条に規定せる成分を以て組織す。

地方大会は地方同盟の最高機関にして毎年定期に開催し、

各委員長を招集す。但し各委員会若しくは同盟員三分の二以上の

要求ありるときは臨時大会を開催するものとする。大会は議員の比率は各委員会に於て定む。

第五条 地方委員会——大会に次ぐ最高機関にして大会に於て加盟

団体別の一一定比率（組織費負担比例）に依り選出された各委員を

以て構成す。定期に開催し、各委員会に常任委員会選挙の要求

ありたるときは各委員長を召集す。

第六節 常任委員会——地方委員会が互選に依り若干名を以て構成

し、会務を処理す。

第八条 本同盟各加盟団体は同一地域に於て地方委員会の統制の下

に各委員会を設置するものとする。地方委員会の内規は別に之を定

む。

第九節 第二節 専門委員会

第九条 本同盟に在りての専門委員会を設置し、委員若干名、部長一名

を以て構成し、本委員会の統制の下におくものとする。

一、政見対策委員会、二、労働階級奮闘対策委員会、三、多党連立提案委員

会、四、出版教育委員会、五、産業別整理対策委員会、六、経理報告

委員会、但し全国委員会が承認を経て専門数を増設することを得。

第十節 第五節 役員

第十條 本同盟は左の役員をおく。